

障害者スポーツ団体等活動支援事業助成金 申請に当たって

令和 6(2024)年 7月

令和 4(2022)年度に栃木県で開催された「第 22 回全国障害者スポーツ大会 いちご一会とちぎ大会」に向けて、栃木県強化指定選手の競技力向上のための「栃木県強化指定選手競技力向上事業補助金」の制度が創設されました。

つきましては、令和 6 年度の本助成金の申請に当たっては、特に次の事項に留意して申請してください。

なお、後日、国や県の監査が入る可能性がありますので、5 年間は関係書類を保管しておいてください。

- 1 全国障害者スポーツ大会の競技種目の団体で、栃木県強化指定選手及び県代表の指導者等に係る経費は、助成対象外です。ただし、団体構成員一覧（様式第 3 号）には、強化指定選手等の氏名も記入し、備考欄にその旨記入してください。
- 2 強化指定選手等は助成対象外のため、強化指定選手等を有する団体は、決算書（様式第 8 号）に添付する証拠書類のうち個人に係る書類は、強化指定選手等の経費でないことが判るように整理してください。

以下は、本助成金制度に係る一般的事項です。留意して、事務を遂行してください。

- 1 申請等に係る予算書等の書類（様式第 5・8 号）は、計画の助成を受ける項目のみ記載してください。また、予算（決算）書の収入額と支出額は一致します。
なお、助成申請額の遠征費用助成事業とスポーツ用具購入助成事業は、それぞれ千円単位とし、端数は切捨てます。
- 2 介助者や指導者等への謝金等の交付の際は、相手方の氏名・住所、日付、金額、その収受が明確に判るように書面で残し、提出してください。
- 3 証拠書類のない経費は認められません。ただし、自家用車利用の旅費計算で求められる積算額を除きます。高速道路代は領収書等を提出してください。
- 4 同一人が団体構成員として複数の団体に参加していることは支障ありませんが、原則として、同一人が複数の団体から個別に助成を受けることは認められません。
ただし、当協会が特に必要と認める場合はこの限りではありませんので、御相談ください。